E—㉗—43537
E—㊵—43538
E—⑫—43539
E—⑦—43540
E—⑩—43541
E—㊵—43542
E—㊸—43543
E—④—43544
E—④—43545
E—⑲—43546
E—⑬—43547

E—㊵—43548
E—㉘—43549
E—㉗—43550
E—④—43551
E—⑩—43552
E—⑱—43553
E—⑬—43554
E—④—43555
E—㊸—43556
E—㉓—43557
E—⑪—43558
E—㉗—43559
E—㉑—43560

E—㉜—43561
E—⑪—43562
E—⑬—43563
E—㉘—43564
E—⑬—43565
E—⑬—43566
E—⑬—43567
E—㉗—43568
E—㊵—43569
E—㊸—43570
E—⑬—43571
E—⑬—43572
E—⑭—43573
E—㉟—43574
E—⑬—43575
E—⑬—43576
E—㉖—43577
E—㊵—43578
E—㉙—43579
E—㉓—43580
E—㉓—43581

金子　国雄
有限会社大木装美
坂本　憲寿
宮川株式会社
株式会社サミット
飛梅インテリア株式会社
有限会社舞織カーテン
株式会社エーステージ
有限会社東新インテリア
株式会社アートインテリア
株式会社プラスNテキスタイル

辻本　良一
株式会社東リインテリア企画
有限会社インテリアモリタ
有限会社瀬戸内装
吉田装業有限会社
株式会社オネスト
株式会社オーヌマ
相崎　一貴
坂本　敏則
牛田　智
手塚　雅夫
株式会社田中旗店
有限会社西尾建材・インテリア秀月
株式会社コーヨウ
内田　健司
厚和株式会社
中山　智之
株式会社ショーエイ創美
有限会社鈴木表具店
株式会社多摩リフレサービス
株式会社インテック
インハウス仲野建装株式会社
杉野　博
永安産業株式会社
有限会社インテリア堅
佐藤　健太郎
平岡　肇
株式会社トラストワン
株式会社ウィズ
谷向　修
山路　学
田中　伸夫
奥谷　宏文
山口　道徳

E—㉓—43582

有限会社東海インテリアサービス
株式会社オフィスキタムラ
協和建設株式会社
株式会社エナミ
株式会社アレックス横濱
有限会社イワニ工舎
藤枝　靖久
有限会社三光ビニール工業所
株式会社始良工業
宮森　昌史
株式会社Ｓｔｅｐ
宇津野　督之
廣澤　清二
株式会社八代内装
株式会社テクスアート
内藤　小百合
今井　博
有限会社石狩テント工業
太田　末吉
親和工業株式会社
安次嶺　善保
堂後　愛喜
人見　一美
有限会社小野美装
合同会社　優装
株式会社ファースト
高橋　昌一
株式会社高田ベッド製作所
ティックスサーブソーイング有限会社

E—㉗—43583
E—⑭—43584
E—㉝—43585
E—⑭—43586
E—㉓—43587
E—㉓—43588
E—㉓—43589
E—㉓—43590
E—㉝—43591
E—㊵—43592
E—㉓—43593
E—㉓—43594
E—④—43595
E—④—43596
E—⑦—43597
E—⑮—43598
E—①—43599
E—㉓—43600
E—㉞—43601
E—㊼—43602
E—㊵—43603
E—⑨—43604
E—㊵—43605
E—⑬—43606
E—⑬—43607
E—⑬—43608
E—㉗—43609
FE—⑰—Q0012
FE—⑩—Q0013

株式会社青木

○文部科学省告示第七十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件（平成十二年文部省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年度分の補助金等から適用する。

平成二十二年四月十六日

文部科学大臣　川端　達夫

「学校教育設備整備費等補助金」の下に「、公立高等学校授業料不徴収交付金」を加え、「、情報教育等設備整備費補助金」を削る。

○厚生労働省告示第百九十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第１の１中(174)を(176)とし、(133)から(173)までを(135)から(175)までとし、(132)を(133)とし、その次に次のように加える。

(134)　パニツムマブ（遺伝子組換え）

別表第１の１中(131)を(132)とし、㉓から(130)までを㉔から(131)までとし、㉒の次に次のように加える。

㉓　エクリズマブ（遺伝子組換え）

○厚生労働省告示第百九十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第１項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

第八号中(815)を(822)とし、(671)から(814)までを(678)から(821)までとし、(670)を(676)とし、その次に次のように加える。

(824)　ラメルテオン

第八号中(669)を(675)とし、(578)から(668)までを(584)から(674)までとし、(577)を(582)とし、その次に次のように加える。

(677)　プレガバリン

第八号中(576)を(581)とし、(512)から(575)までを(517)から(580)までとし、(511)を(515)とし、その次に次のように加える。

(583)　ピオグリタゾン塩酸塩・メトホルミン塩酸塩

第八号中(510)を(514)とし、(494)から(509)までを(498)から(513)までとし、(493)を(496)とし、その次に次のように加える。

(516)　ミルゾラミン塩酸塩・チモロールマレイン酸塩

第八号中(492)を(495)とし、(294)から(491)までを(297)から(494)までとし、(293)を(295)とし、その次に次のように加える。

(497)　トラボプロスト・チモロールマレイン酸塩

第八号中(292)を(294)とし、(204)から(291)までを(206)から(293)までとし、(203)を(204)とし、その次に次のように加える。

(296)　ジクアホソル

第八号中(202)を(203)とし、㊼から(201)までを㊽から(202)までとし、㊻の次に次のように加える。

(205)　カンデサルタン　シレキセチル・アムロジピンベシル酸塩

㊼　アログリプチン